

放送法施行令の一部を改正する政令案等に対する意見

政令案 省令案	ページ番号	該当箇所	意見
全体	—	—	<ul style="list-style-type: none"> ● 公共性が高く社会的な影響力の大きい放送事業にとって外資規制は必要かつ重要な規制です。 ● 今回示された政省令改正案は、規制の実効性を確保するための措置と理解しますが、規制が真に有効に機能するには、遵守状況の確認が遺漏なく行われることだけでなく、規制の内容および運用が合理的であることが重要です。 ● 当連盟は、貴省「情報通信分野における外資規制の在り方に関する検討会」からの要請を受けて第2回会合で外資規制のあり方に関する要望等を説明しました。今後、関係事業者・団体の考えを丁寧に汲み取り、きめの細やかな検討が行われることを期待します。 ● 外資規制のあり方の検討に際して当連盟が特に重要と考える点をあらためて申し上げます。 ● 第一に、地上基幹放送と認定放送持株会社に課されている間接出資についてです。規制を遵守するために事業者が万全を期すことは当然ですが、間接出資の状況を正確かつ網羅的に把握することが難しいケースや著しい事務負担を負うケースも考えられます。事業者が過度の負担を負わない合理的な仕組みを構築いただくことを要望します。例えば、基幹放送事業者および認定放送持株会社の株主のうち、外資比率の算入対象となる間接議決権を有する株主を対象として、当該株主に対する外国人等の議決権割合の報告義務を課すということも、有力な選択肢であると考えます。 ● 第二に、違反状態が発覚した際の基幹放送等の免許・認定の即時取り消しは事業の廃止につながり、視聴者・社会に多大な影響を及ぼす可能性があります。重大な過失がない場合などについては事情を勘案し、放送を継続しながら違反状態を是正可能とする制度を要望します。 ● 第三に、名義書換拒否制度は、外資規制の趣旨を担保するために必要な制度ですが、事業者には煩雑な事務作業が求められる一方、一切の過誤が許されない仕組みとなっています。規制を遵守するために事業者が万全を期すことは当然ですが、例えば、閾値のバッファを設けるなど、予防的な仕組みを検討することを要望します。

			<ul style="list-style-type: none"> ● 第四に、事業者からの定期的な報告に関して、報告様式や提出頻度を含め、事業者に過度の負担を課すことのないよう配慮を要望します。 ● 特に、貴省の所管分野にとどまらず政府横断的な視点で、有価証券報告書などの他の開示資料との記載事項の整合性の確保や、提出フォーマットのデジタル化や他の関係システムとの連携により業務の自動化・省力化を図ることが重要であると考えます。
省令案	5～12頁	放送法施行規則 別表第7の1号 第1 地上基幹放送に係る事業計画書	<ul style="list-style-type: none"> ● 議決権の算出方法や国籍の確認方法をはじめ、各事業者が正確に各項目を記載できるよう、詳細を解説するガイドラインの提示や説明会の開催を要望します。 ● 特定役員の日本国籍の確認方法について、具体的な確認方法の例示等をご教示いただくことを要望します。 ● 法人株主における「法人番号」や、個人・法人を問わず記載が求められている「ふりがな」について、事業者自らがこうした情報を検索して個々に記載することは、事務をいたずらに煩雑にしかねません。特に上場会社においては、株主は常に流動し、その数は膨大です。当該情報が外資比率の確認に真に不可欠な情報であるか、あらためてご検討いただくよう要望します。 ● また、個人株主の「住所」は、個人情報である以上、慎重な取り扱いが求められます。当該情報が真に不可欠な情報であるか、あらためてご検討いただくよう要望します。 ● 仮に、上記の情報が外資比率の確認に不可欠な情報と判断される場合であっても、提出フォーマットのデジタル化や他の関係システムとの連携により入力の自動化・省力化を図り、事業者の負担をできる限り軽減する視点が肝要です。 ● 申請者が上場会社等以外である場合、個人株主に関して「日本国籍の確認方法」の記載欄が設けられています。個々の株主に国籍を確認することは、規制を遵守するうえで必要なことではありますが、事務負担や株主との信頼関係の観点から現実的ではないケースも想定されます。具体的な確認方法について例示等をご教示いただくことを要望します。
	12～17頁	別表第7の2号 第2 衛星基幹放送に係る事業計画書	
	25～33頁	別表第60号 認定放送持株会社 認定申請書	
	37～46頁	無線局免許手続規則 別表第1号 無線局免許（再免許）申請書	